

村口社会保険労務士事務所

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳1990-2／Tel:0859-29-6262／Fax:0859-57-5828
E-mail:muraguti-roumu@sea.chukai.ne.jp／URL:<http://www.chukai.ne.jp/~muraguti-roumu/>



「人」に関する事項に特化し、貴社の経営をサポートいたします。

経営資源である「人・物・金・情報」のうち、近年では「人」が最も重要視されています。「企業は人なり」の言葉どおり、「人」の活用は企業の発展には欠かせません。

私たちは、「人」の問題に特化し、事業主が経営に専念していただくために、また、無駄な労力と費用をかけない合理的な事業運営を行っていただくために、最大限のサポートに努めてまいります。

～主な業務～

- 労務管理に関する相談・指導
- 給与計算
- 労働保険・社会保険に関する各種事務手続き
- 就業規則の作成・改訂
- 労働者名簿や賃金台帳などの法定帳簿の調製
- 賃金制度・退職金制度の構築
- 各種助成金の申請
- 労働安全衛生に関する相談指導
- 社員研修、社員教育の実施
- 労働に伴う紛争代理

など

給与計算から賃金制度・人事制度までの幅広い対応が強みです。



当事務所では、特に給与計算を重点的に取り扱っています。毎月の税金等の控除の正確・迅速な計算に加えて、年末調整も承っておりますが、関連して賃金制度や人事制度のご提案もいたします。

社長が目で追える範囲の中で評価できる運用しやすい制度で、かつ、従業員のやる気を引き出す制度として好評をいただいております。

労使間のトラブルから会社を守ります。

近年では、解雇や未払い残業をめぐる会社と社員とのトラブルが後を絶ちませんが、その解決のよりどころとなるのが就業規則です。就業規則がしっかりと定まってないと、万が一のときに会社側が圧倒的に不利な状況になってしまいます。

企業を守るために就業規則の整備はもちろんのこと、「事業主の安全配慮義務」の視点から、民事上の責任や損害賠償等の事例を踏まえて、有用なアドバイスが行えることも当事務所の強みです。

返済不要の助成金の活用をおすすめいたします。

助成金とは、国が一定の要件を満たした企業に支給するもので、返済の必要がありません。雇用保険料の一部が財源となっているため、雇用保険に加入している企業であれば受給する権利があるのです。

当事務所では、毎年50件以上の厚生労働省の助成金の申請を行っておりますので、安心してお任せいただけます。



Muraguchi Yoshihiro
村口 義博

大学卒業後、20年間百貨店に勤務。
平成12年 村口社会保険労務士事務所開設。

特定社会保険労務士
労働安全コンサルタント

お気軽にお問い合わせください ➡ 0859-29-6262